

山口県報

平成26年
7月29日
(火曜日)

目 次

○規則	職員の配偶者同行休業に関する条例の施行期日を定める規則（人事課）……………	一
	現業職員の配偶者同行休業に関する規則（人事課）……………	一
	山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）……………	二
	山口県いじめ調査検証委員会規則（学事文書課）……………	二
○訓令	山口県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）……………	三
○教委規則	山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例の施行期日を定める規則……………	四
	山口県いじめ問題調査委員会規則……………	四
	教育委員会が任命する現業職員の配偶者同行休業に関する規則……………	五
	山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………	五
○教委訓令	山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令……………	五
	山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………	六
○人委規則	職員の配偶者同行休業に関する規則……………	六
	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………	七
	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………	七
	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	八
	職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則……………	八
	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………	八
○県議会訓令	議会議事事務局に勤務する現業職員の配偶者同行休業に関する規程……………	九
○企業管理規程	……………	九

企業職員の配偶者同行休業に関する規程……………



職員
の配偶者同行休業に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十二号

職員
の配偶者同行休業に関する条例の施行期日を定める規則

職員
の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年山口県条例第二十五号）の施行期日は、平成二十六年七月二十九日とする。

現業職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十三号

現業職員の配偶者同行休業に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年山口県条例第二十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、知事が任命する単純労務職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業について必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認の申請手続）

第二条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行わなければならない。

2 知事は、配偶者同行休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請手続）

第三条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。
(届出に係る事実の確認)

第四条 知事は、配偶者同行休業をしている職員から条例第八条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事実を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(職務復帰後における号給の調整)

第五条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰したときは、職員の配偶者同行休業に関する規則(平成二十六年山口県人事委員会規則第六号。以下「配偶者同行休業規則」という。)の適用を受ける者の例により、当該職員の号給を調整することができる。
(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業の取扱いについては、配偶者同行休業規則の適用を受ける者の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十四号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

第九条第一項の表健康福祉部の部こども未来課の項第四号中「及び」の下に「父子家庭並びに」を加え、同項第八号中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

第四十七条の十二の表保健福祉企画室の項第十三号及び第五十条第三号中「及び」の下に「父子家庭並びに」を加える。

「第十八目 母子福祉センター」を「第十八目 母子・父子福祉センター」に改める。

第七十九条中「山口県母子福祉施設条例」を「山口県母子・父子福祉施設条例」に、

「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設として設置された母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設として設置された母子・父子福祉施設」に改め、同条の表中「山口県母子福祉センター」を「山口県母子・父子福祉センター」に改める。

第八十条中「山口県母子福祉センター(次条において「母子福祉センター」を「山口県母子・父子福祉センター」(次条において「母子・父子福祉センター」に改め、同条各号中「母子家庭及び」の下に「父子家庭並びに」を加える。

第八十一条中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に、「山口県母子福祉施設条例」を「山口県母子・父子福祉施設条例」に改める。
第三百一条第二号ロ(2)の表中

山口県情報公開審査会	情報公開に関する重要事項についての調査及び審議並びに情報公開に関する事項についての建議並びに個人情報保護に関する事項についての調査及び審議並びに個人情報保護に関する事項についての建議	学事文書課
------------	---	-------

を

山口県情報公開審査会	情報公開に関する重要事項についての調査及び審議並びに情報公開に関する事項についての建議並びに個人情報保護に関する事項についての調査及び審議並びに個人情報保護に関する事項についての建議	学事文書課
山口県いじめ調査検証委員会	いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十八条第一項の規定による調査の結果(同法第三十条第一項又は同法第三十一条第一項の規定により知事に報告された重大事態に係るものに限る。)についての調査に関する事務	学事文書課

に改める。

附則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第三百一条第二号ロ(2)の表の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県いじめ調査検証委員会規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十六年七月二十九日から施行する。

(用紙の使用)

2 この訓令の施行の際、改正前の山口県職員服務規程に定める様式による出勤状況整理簿を印刷した用紙で使用のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。



山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第七号

山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例の施行期日を定める規則

山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例(平成二十六年山口県条例第二十七号)の施行期日は、平成二十六年七月二十九日とする。

山口県いじめ問題調査委員会規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第八号

山口県いじめ問題調査委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例(平成二十六年山口県条例第二十七号)第二条第四項の規定に基づき、山口県いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

る。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため臨時に任命された委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議に準用する。

7 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(秘密保持義務)

第六条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、教育庁学校安全・体育課において処理する。
(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会が任命する現業職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第九号

教育委員会が任命する現業職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年山口県条例第二十五号。以下「条例」という。)の規定に基づき、教育委員会が任命する単純労務職員(以下「職員」という。)の配偶者同行休業について必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第二条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行わなければならない。

2 教育委員会は、配偶者同行休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第三条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(届出に係る事実の確認)

第四条 教育委員会は、配偶者同行休業をしている職員から条例第八条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事実を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(職務復帰後における号給の調整)

第五条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰したときは、職員の配偶者同行休業に関する規則(平成二十六年山口県人事委員会規則第六号。以下「配偶者同行休業規

則」という。)の適用を受ける者の例により、当該職員の号給を調整することができる。
(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業の取扱いについては、配偶者同行休業規則の適用を受ける者の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第十号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の表学校安全・体育課の項に次の二号を加える。

十 山口県いじめ問題対策協議会に関すること。

十一 山口県いじめ問題調査委員会に関すること。

第七十三条第二号の表に次のように加える。

山口県いじめ問題調査委員会	いじめの防止等のための対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに県立学校において発生したいじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務	学校安全・体育課
---------------	---	----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県教育委員会訓令第二号

学 校 を 除 く 各 教 育 機 関

必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第二条 配偶者同行休業の承認の申請は、人事委員会が定める様式の配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行わなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第三条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第四条 条例第七条第三号の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)第十四条に規定する特別休暇のうち職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第七号)第十二条第五号若しくは第六号に掲げる場合における休暇又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)第十四条に規定する特別休暇のうち学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第八号)第十三条第五号若しくは第六号に掲げる場合における休暇を取得することとなったこと。

二 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出に係る事実の確認)

第五条 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員から条例第八条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事実を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(職務復帰後における号給の調整)

第六条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号)第二十九条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて当該職員の号給を調整する

ことができる。

2 前項に規定する場合において、同項の規定による場合には部内の他の職員との権衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該職員の号給を調整することができる。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業について必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和三十三年山口県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項第三号中「職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山口県条例第五十四号)第二条の規定により」を「法第二十六条の五第一項に規定する」に改め、「自己啓発等休業をし」の下に「、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

第十条の三第二項第二号及び第十条の四第二項中「職員の自己啓発等休業に関する条例第二条の規定により」を「法第二十六条の五第一項に規定する」に改め、「自己啓発等休業をし」の下に「、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をしている職員

第六条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第八条第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同条第六号中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める。

第十二条第二項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一号中「ものを除く。」の下に「若しくは同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年山口県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号イ中「の規定により自己啓発等休業」を「に規定する自己啓発等休業をしていた期間、同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県議会訓令第一号

局 中 一 般

議会事務局に勤務する現業職員の配偶者同行休業に関する規程を次のように定める。

平成二十六年七月二十九日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

議会事務局に勤務する現業職員の配偶者同行休業に関する規程

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年山口県条例第二十五号）に基づく議会事務局に勤務する単純労務職員の配偶者同行休業の取扱いについては、現業職員の配偶者同行休業に関する規則（平成二十六年山口県規則第四十三号）の適用を受ける者の例による。

附 則

この訓令は、平成二十六年七月二十九日から施行する。



山口県企業管理規程第五号

企業職員の配偶者同行休業に関する規程を次のように定める。

平成二十六年七月二十九日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

企業職員の配偶者同行休業に関する規程

（趣旨）

第一条 この管理規程は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年山口県条例第二十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、企業職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業について必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認の申請手続）

第二条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同

行休業を始めようとする日の一月前までに行わなければならない。

2 山口県公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、配偶者同行休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請手続）

第三条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

（届出に係る事実の確認）

第四条 管理者は、配偶者同行休業をしている職員から条例第八条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事実を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（職務復帰後における号給の調整）

第五条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰したときは、職員の配偶者同行休業に関する規則（平成二十六年山口県人事委員会規則第六号。以下「配偶者同行休業規則」という。）の適用を受ける者の例により、当該職員の号給を調整することができる。

（その他）

第六条 この管理規程に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業の取扱いについては、配偶者同行休業規則の適用を受ける者の例による。

附 則

この管理規程は、平成二十六年七月二十九日から施行する。

平成二十六年七月二十九日印刷

発行人所

山口県知事